

国官会第2464号
平成21年4月3日

内部部局長
施設等機関の長
国土地理院長
地方支分部局長
外局の長
沖縄総合事務局長

あて

国土交通省大臣官房長

「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて」の一部改正
について

「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて」（平成16年6月
10日付け国官会第367号）の一部を下記のとおり改正することとしたので
遺漏なきよう措置されたい。

記

記2（1）本則中、「3分の2から10分の8.5まで」を「10分の7から
10分の9まで」と改める。

記2（1）イを次のように改める。

イ 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の105
を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合
が10分の9を越える場合にあつては10分の9と、10分の7に満た
ない場合にあつては10分の7とする。

- ① 直接工事費の額に10分の9.5を乗じて得た額
- ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ③ 現場管理費の額に10分の7を乗じて得た額
- ④ 一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額

記2（1）ロ中、「3分の2から10分の8.5まで」を「10分の7から
10分の9まで」と改める。

附則

本通知は、平成21年4月3日以降に入札公告等を行う国土交通省所管に係
る工事及び製造その他についての請負契約（予定価格が1,000万円を超え
るものに限る。）の入札から適用する。